

令和6年6月11日

管理職ユニオン・関西

執行委員長 仲村 実 様

株式会社ワールドリンク
代表取締役 谷村 拓夢



当社が行った下記の行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 貴組合が令和4年6月24日付け、同年7月14日付け及び同年9月28日付けで申し入れた団体交渉に応じなかったこと。(2号該当)
- (2) 令和4年9月22日から同年10月31日までの間、貴組合員小林直文氏に対し、自宅待機及びテレワークを命じたこと。(1号及び3号該当)

以上